登録一般放送の業務の開始について、放送法第129条第１項の規定により届け出ます。

登録番号	
登録年月日	
業務開始の期日	

注　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別表第三十六号（第138条第２項関係）

登録一般放送業務休止（変更）届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号

登録一般放送の業務の休止について、放送法第129条第２項の規定により届け出ます。

登録番号	
登録年月日	
休止年月日及び休止期間	
変更理由	

注１　変更理由は、休止期間を変更した場合に限り、記載すること。

注２　休止しようする場合については、加入者への周知方法等、具体的な対応計画等の資料を添付すること。

注３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別表第三十七号（第139条関係）

登録一般放送に係る軽微な変更		
別表第31号別紙２における記載事項		変更事項
１⑵設備の規模		引込端子の数
１⑷系統図	ヘッドエンド	１⑹の変更事項に係る部分
	設備	１⑻から１⑽まで、１⑭及び１⑮の変更事項に係る部分
１⑸受信空中線系	受信空中線	型式及び構成、周波数若しくは周波数範囲、海抜高又は地上高
	給電線	線種又はこう長
１⑹ヘッドエンド	前置増幅器及び受信増幅器	増幅する周波数の範囲又はレベルの調整範囲
	周波数変換器	入力周波数又は出力周波数
	変調器	出力周波数
	連絡線	架空及び地下の別、線種又は設置場所
	その他の機器	種類
１⑺自主放送装置		種類又は台数
１⑻中継増幅器		増幅することができる周波数の範囲又は同時に増幅することができる周波数の数
「１⑼分岐器、分配器及びタップオフ」に記載された事項		
１⑽分岐器		種類、分波損失、端子間結合損失又は台数
「１⑾電源供給器」に記載された事項		
「１⑿保安装置」に記載された事項		
「１⒁その他の装置」に記載された事項		
１⑮線路	幹線	架空及び地下の別又は線種
	分配線	架空及び地下の別、線種、こう長又は損失
	引込線	線種又は損失
「１⒃電柱」に記載された事項		
「１⒄線路等の電圧及び通信回線の電力」に記載された事項		
「３⑴電線等の隔離距離」に記載された事項		
「３⑵道路等との関係」に記載された事項		
備考として記載された事項		

別表第三十八号（第140条第１項関係）

変更登録申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
（ふりがな）
氏名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名）
電話番号
登録年月日及び登録番号